

「道路空間を活用したカーシェアリング社会実験協議会」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「道路空間を活用したカーシェアリング社会実験協議会」（以下、「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 鉄道からの乗り換え利便性が高い道路上へカーシェアステーションを設置する「道路空間を活用したカーシェアリング社会実験」（以下、「社会実験という。」）を実施し、観光地における二次交通の提供による、交通利便性の向上、道路空間等の有効活用方策の検証や運営上の課題の整理を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会実験の運営・評価
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(事業計画)

第4条 事業計画は、協議会の承認を得なければならない。

第2章 組織

(構成)

第5条 協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員を新たに追加し、若しくは変更しようとするときは、協議会の承認を要する。

(会長)

第6条 協議会には、会長1人を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長がやむを得ない事由でその職務を全うできない場合は、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任務)

第7条 委員等の任期は、協議会の解散のときまでとする。ただし、特別な理

由があるときは、この限りではない。

第3章 協議会

(会議)

第8条 協議会の開催は会長が決定し、事務局が召集する。

- 2 協議会の進行は事務局が行う。
- 3 協議会は次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 協議会の開催及び運営に関する基本的事項に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 社会実験の実施に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
- 4 協議会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理人を出席させることができる。
- 6 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めたときは、協議会委員等以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 協議会は、原則公開とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は国土交通省中部地方整備局 計画調整課とする。
- 3 事務局は次に掲げる事項について実施する。
 - (1) 協議会の運営
 - (2) 社会実験実施計画の作成、告知の実施
 - (3) 効果検証、とりまとめ
- 4 その他、事務局の運営に関し必要な事項は別に定める。

第4章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第 10 条 この規約は、協議会の議決を経て改正することができる。ただし、軽微な内容の改正については、会長が決定することができる。

(解散)

第 11 条 協議会は、第 2 条の目的を達成した時に解散する。

第 5 章 その他

(雑則)

第 12 条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附則

この規約は、令和 6 年 8 月 7 日から施行する。

(別紙)

道路空間を活用したカーシェアリング社会実験協議会委員名簿

分類	区分	役職
会長	国土交通省	中部地方整備局 道路部 計画調整課長
委員	警察	中津川警察署 交通課長
	自治体	中津川市 建設部 管理課長
	//	中津川市 定住推進部 定住推進課長
	//	中津川市 商工観光部 観光課長
	交通事業者	北恵那交通株式会社 代表取締役
	//	近鉄東美タクシー株式会社 取締役支配人
	//	東鉄タクシー株式会社 営業部 次長
	国土交通省	中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 計画課長
	実験参加者	タイムズモビリティ株式会社 ビジネス企画本部 サービス企画部長
	//	タイムズモビリティ株式会社 第二事業本部 近畿東海事業部長

(敬称略)